

平成 18 年度西原町予算編成方針

1. 国の経済情勢と予算

政府は現在の経済情勢の諸問題を克服するため、平成 17 年度に引き続き「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」を踏まえ、歳出改革路線を堅持・強化し、従来にも増して、歳出全般にわたる徹底した見直しを行い、歳出の抑制と予算配分の重点化・効率化を図ることとしている。また、国の示す三位一体の改革について、税源移譲は平成 18 年度までに確実に実現するためにおおむね 3 兆円を目指し平成 18 年度の税制改正において、所得税から個人住民税への移譲。国庫補助負担金改革は、税源移譲に結びつく改革、地方の裁量度を高め自主性を拡大する改革を実施する。地方交付税は、地方の歳出を見直し、抑制する等の改革を行うとしている。

2. 地方財政の現状と課題

現下の地方財政は、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が回復傾向にあるといわれている中で、公債費が依然高水準であることや社会保障関係費の自然増があることなどにより、引き続き大幅な財源不足が生じるとともに、数次の景気対策による公共事業の追加や、減税の実施等により、借入金残高が年々増加しており、その元利償還が将来的に大きな財政負担になりかねない状況にある。

一方、地方公共団体は、それぞれの地域経済の状況を踏まえ、個性と工夫に満ちた魅力ある都市と地方の形成、資源循環型社会の構築・地球環境問題への対応、少子・高齢化対策等地域課題に取り組み、住民福祉の向上に努めることが求められている。

また、地方においては、引き続き行政改革の計画的な取り組みを推進するとともに、事務事業の見直し、組織・機構の簡素効率化、外郭団体の統廃合、定員管理・給与の適正化、民間委託等行財政全般にわたる改革を引き続き積極的に進めることが強く求められている。

3. 本町の財政事情

本町の財政状況について、経常収支比率は 83.4%（70%程度が適正）、公債費比率 12.4%、起債制限比率 9.6%であるが図書館建設事業の起債借り入れ等により地方債残高が増加し今後、悪化の傾向にある。基金については、平成 11 年度 19 億円近くあったものが、平成 16 年度末で約 15 億円まで落ち込んできております。

歳入においては国県支出金や地方交付税、地方債等依存財源が約 60%を占める極めて脆弱な状況にあり、国の施策に大きく影響を受けることとなります。

地方交付税は平成 11 年度がピークで 2,439,163 千円あったのが年々減少し平成 16 年度は 1,629,199 千円、809,964 千円（33%）減でその不足分を臨時財政対策債等の借入金で補填している状況である。自主財源である町税は平成 14 年度が滞納分含めて 86.5%、平成 15 年度 85.7%、平成 16 年度が 86.4%で徴収率が伸び悩んでいる。今後なお一層自主財源の

確保に努める必要があります。国県支出金は三位一体の改革により制度の廃止、縮減などで以前のような伸びは期待できず、国県の動向を見極める必要があります。

8月に総務省が示した、平成18年度の地方財政計画の仮試算での一般財源総額はほぼ前年度並みで試算されています。

歳出においては、マリンタウンプロジェクト内及び周辺の道路、公園等、義務教育施設整備、その他生活関連社会資本整備等諸々の事業が進められています。また地方分権の推進、少子・高齢化対策、資源循環型社会の構築など行政需要はますます拡大する方向にあります。

以上のことを踏まえ、第三次総合計画、行政改革大綱、あらかじめ企画財政課に提出された事業計画個別表に基づき平成18年度は下記により見積もるものとする。

4.平成18年度予算要求にあたっての基本的な考え方

(1)事業別予算の導入

今年度より事務事業の評価がしやすいことや、情報公開、町民説明責任等町民のニーズに対応できることを目的に事業別に予算編成を進めていきます。

各科目で細目レベルで補助単独それぞれ事業名をつけて事業ごとに予算要求見積書を作成するものとする。事業名一覧は財政係より別途通知する。

なお、新規事業については、予算科目作成依頼書を企画財政課に提出する。

(2)経常的経費（扶助費、債務負担行為等義務的経費、その他特殊なものは除く）

報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需要費、役務費、委託料、使用料・手数料、原材料費、備品費、補助金・交付金等は前年度当初予算以下で計上することとし各課内で事務事業の見直し、スクラップアンドビルド方式等により、各科目間で調整し目標を達成できるよう予算計上すること。

なお、制度改正等やむを得ない場合を除き特に増額の要求を行なう場合は、その理由、積算根拠等を明確にしておくこと。

(3)投資的経費等（政策的経費）

投資的経費

補助事業については、継続事業、計画係と調整された事業について要求するものとする。

単独事業については補助でできるものは極力補助事業を活用し、事業の縮小につとめ、前年度以下になるよう作成し、また事業の優先順位を付けておくこと。

政策的ソフト事業

政策的ソフト事業については、漫然と要求するのではなく必要性、効果等勘案し事業の見直しを行なう等検討し要求するものとする。

(4)その他

予算措置に伴って条例等の改正が必要な場合は、予算査定時期までには方向付けをしておくこと。予算見積明細書を作成する際は各課内で十分調整した上で、行政システム端末

機で別添記入例を参考に入力し作成すること。

その他必要事項についてはその都度通知する。

5. 予算見積書入力期限 平成 17 年 12 月 2 日（金）

入力にあたっての留意事項 事業別予算の導入により国県補助金、使用料及び手数料、分担金及び負担金、財産収入、指定寄附金、繰入金、諸収入は歳入の充当処理を各課で行なってください。

6. 書類提出

（1） 予算要求根拠資料（事業概要、見積書、現場写真等）

資料は予算査定の事前調査に必要ですので提出期限を厳守して下さい。できるだけリサイクル用紙等を使うこと。

要求資料は A4 版に統一し、何の資料かわかるように款・項・目・節毎に右上に赤字で記入すること。事業ごと 予算計上順に順序よく整理したうえで提出すること。

前年度まで提出してもらいました事業費明細書は事業別予算の導入により不要になりました。

7. 歳入に関する事項

歳入予算の見積りにあたっては、歳出に比べ安易になりやすく、担当課においては国県補助金、その他の収入、起債充当率等的確に把握すること。特に今回は国庫補助金の縮小、廃止や税源移譲の問題もあり国、県補助金制度改正の動向を十分見極めて過大、過小の見積りにならないよう的確且つ積極的に財源の確保に努めること。

（1） 町税

町税については、経済情勢、税制改正、その他諸般の状況を勘案し、課税客体的確な把握、滞納状況の分析に努め、徴収率の向上を目指し前年度の実績を上回るように努力し、過大見積りにならないこと。

（2） 地方交付税、地方譲与税等

地方交付税、地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、交通安全対策特別交付金、等は地方財政計画の策定動向に留意し見積もること。

（3） 分担金、負担金

分担金、負担金については、徴収基準に基づき、適正な負担の確保に留意するとともに受益者負担を基本にし、保育料、入園料等の見直し等は早い時期に調整し、適正な額を見積もること。なお現年度分については 100%徴収することとし、滞納分の防止に努めること。

（4） 使用料、手数料

使用料、手数料については、対象となる事務事業に要する経費の増加や他市町村の状

況も調査しながら、見直しも検討し、適正化に努めることとともに、施設の利用状況、利用人員、許可処理事務件数等を検討のうえ的確に見積もるものとする。なお現年度分については100%徴収することとし、滞納分の防止に努めること。

(5) 国庫支出金、県支出金

国、県支出金については、事務事業の緊急性、効果等を総合的に検討するとともに、三位一体の改革による制度の廃止、縮小については国県の予算編成の動向等に留意し、的確に見積もるものとする。

また、計上する場合は、交付基準に基づいて超過負担とならないよう見積もること。

(6) 財産収入

財産収入については、財産の現状を的確に把握し、管理を十分に行い効率的な運用を図ること。貸付収入については周辺地域の状況を調査し、比較検討して適正な価格を見積もるものとする。

(7) 諸収入

諸収入については、(3)(4)(6)の例により検討を加え、的確に見積もるものとする。給食費、地形図、その他の刊行物などは実際の経費を勘案し、見直しを図ること。

(8) 町債

町債については、地方債計画の策定動向等に留意し、起債充当率を確認し財政係と調整のうえ各課で的確に見積もるものとする。

また、計上する場合は将来財政の硬直化をきたさないように慎重に措置すること。

(9) その他

各科目を通じて過大・過小見積もりにならないように、適正な財源を措置すること。

8.歳出に関する事項

慣例にとらわれることなく、創意工夫による事務事業の徹底した見直しを行い、経費の節減合理化に努めるとともに新規事業については、特に緊急性、事業効果等幅広い視点から十分検討して計上すること。経常的経費(扶助費など義務的経費は除く)は新規分含めて前年度当初予算以下になるよう努めること。その他の経費についても前年度以下になるように努力すること。

(1) 報酬

計上する場合は特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償支給条例に基づき見積もるものとする。

各種委員会委員及び嘱託員については、実績等を踏まえ、人員等見直しを行う等検討すること。

(2) 人件費

人件費については、平成17年10月1日現在における現員によるものとし、その他積算基礎については、別途通知(総務課資料)する予定であるが、各課で十分確認の上、見積

り誤りがないよう年間所要額を計上すること。退職者特別負担金等は退職予定人員を的確に把握し見積もること。**超勤手当等は前年度以下に抑制すること。**

(3) 賃 金

賃金については、事務分掌や事業の見直し等内部努力を行い、極力削減に努めるとともに慣例的な雇用にならないこと。**前年度以下に抑制すること。**

(4) 報償費

謝礼金等は、講師謝礼金支払基準表により計上すること。褒賞費等は、華美にならないこと。**前年度以下に抑制すること。**

(5) 旅 費

管外旅費については、原則認めない。但し必要な研修等については、事業内容、事業計画等を作成すること。普通旅費は前年実績（見込）をもとに見積るものとする。航空券は早割、ホテルパック等活用すること、その他有利な方法があればその額で計上すること。

(6) 交際費

前年度実績を勘案して計上すること。

(7) 需用費

需用費については、日頃から経費節減の意識を持ち創意工夫の上見積もること。

また予算計上にあたっては細節を十分活用すること（定期刊行物、法規追録代、新聞購読料等）。

特に光熱水費等は西原町1%省エネ運動計画に基づき経費の節減に努め、またその他の項目についても**前年度以下に抑制すること。**

ア.各種消耗品は、創意工夫により一層の効率化を図り経費節減に努めること。

【例】ペーパーレスの推進、コピー用紙等の裏表の活用等

イ.光熱水費については、日頃から意識して経費節減を図り抑制に努めること。

光熱水費の年間所要額の見積もり方 平成17年4月～10(11)月(予算要求時点)までの実績に平成16年11(12)月～17年3月までの実績を加えて算出すること。特殊な事情がある場合はその理由を添付すること。

ウ.食糧費は原則認めない。

エ.印刷製本費については、内部印刷の活用をするなどの見直しを行うとともに極力広報にしはらへの掲載を心がけ、経費の節減を図る。

オ.維持補修費については、前年度当初予算額の範囲内とすること。

なお、特に必要な場合は前年度実績を踏まえ事業計画を作成すること。

(8) 役務費

前年度実績を勘案して計上すること。なお、通知等で広報にしはらの活用、Eメール等が可能なものはその活用につとめること。細節の活用をすること（通信運搬費、広告料、手数料、保険料等）。**前年度以下に抑制すること。**

(9) 委託料

委託料については、事業効果等を十分検討し予算計上すること。設計管理委託料については極力補助事業に含めることとし、組替設計は極力避けるものとする。

なお、執行にあたっては適切な仕様書を作成し、契約後はその履行の確認を行なうこと。

(10) 使用料及び賃借料

リース料についてはコピー機、印刷機等は、その期限を有効に活用し、リース期間が切れる場合は電算係と調整し、リース若しくは購入など有利な方法を検討すること。

その他のものは前年度の実績を勘案し計上すること。

(11) 原材料費

必要最小限に留め、創意工夫し抑制に努めること。前年度以下に抑制すること。

(12) 備品購入費

現存する備品の活用を図り、新たな備品購入は原則認めない。予算要求する場合はランニングコスト、事務の効率化等を勘案し、計上すること。

(13) 負担金補助及び交付金

職員の事務研究会の負担金は沖縄県町村会、中部市町村会の決定通知に基づき計上すること。

各種団体補助金等については補助金検討委員会答申内容を踏まえ、所期の目的を達成したと認められるもの、及び執行状況を踏まえ減額、廃止を検討すること。

その他の団体等から予算計上依頼があった場合は、事業効果、活動内容等十分確認し計上すること。

(14) 扶助費

扶助費については、関係法令等の改正に留意し、扶助、または措置の実態を十分把握し、的確に見積もるものとする。

(15) 公債費

公債費については平成 18 年度中に支払うべき地方債の元利償還金を的確に把握すること。一時借入金は実績を踏まえ金融情勢を勘案し見積もること。

(16) 貸付金、出資金、繰出金

貸付金、出資金については、その目的及び行政効果について十分検討して、的確に見積ること。特別会計への繰出金は、法令等に基づき原則繰出基準以内とし、基準外繰出がある場合は理由を明確にすること。

(17) 投資的経費

投資的経費については、町の財政負担、事業の必要性、緊急性、事業効果を勘案して見積もるものとする。

新規事業については、国・県補助事業は、企画財政課にあらかじめ提出された事業計画にもとづいて国・県と調整した事業を計上すること。単独事業は、優先順位を付け調整できるようにすること。

その他については前年度以下になるように計上すること。

(18)その他

各費目を通じ、従来 of 慣例にとらわれず、必要性、緊急性、行政効果に欠ける経費は計上しないこと。

(19)特別会計について

特別会計については、それぞれの設置目的の趣旨を踏まえ一般会計に準じて編成すること。繰入金については、一般会計の財政負担にならないよう原則基準内で計上すること。

(20)公営企業会計について

公営企業会計については、企業的性格を十分に発揮して、経営の合理化をはかるとともに、経費の節減に努めること。

9.その他

(1) 修繕費、印刷製本費、工事請負費、備品購入費等その他必要に応じ、見積書を添付すること。

(2) 予算見積明細書の積算根拠は明確に記入すること。(資料添付する場合も基本的な内容は入力すること。)

(3) 補助事業等の場合は歳入歳出整合性がとれているか確認すること。(たとえば歳入歳出で補助基本額、人数等が一致しないことがあるので注意すること。)

(4) 科目を変更、新設する場合は予算科目名称作成依頼書を提出すること。

平成18年度当初予算編成の流れ

